

出題の意図

本エッセイは、日本における今後の婚姻と家族のあり方を考える上で一考の価値のある論点である。アメリカでは婚姻は州の管轄事項であり、同性婚を認めるか否かは州ごとに異なっている。法律上、明確に同性婚を認める規定を置く州や同性カップルにも婚姻許可証を発給するよう州最高裁が判断した州等がある一方、州憲法や州法に婚姻を異性間に限定する規定を置く州もある。合衆国憲法上、基本的に州は、他州で合法的に認められている婚姻を承認する必要があると解釈されるが、これを認めない州や限定的にしか承認しない州もある。

2015 年 1 月、連邦最高裁は、オハイオ州、テネシー州、ミシガン州及びケンタッキー州に対して提起された同性婚に関する 4 つの訴訟の上诉を統合して審理することとし、その判決が、同年 6 月 26 日に出され、判決は、婚姻の権利は合衆国憲法上の基本的権利であると認め、婚姻を異性間に限定する州法の規定は同性愛者の自由を侵し、本質的に不平等であり、その規定を根拠として同性カップルに対し婚姻許可証を発給しない州及び他州で合法的に認められた同性カップルの婚姻を承認しない州は、合衆国憲法第 14 修正の「州における法の適正手続」（州は法の適正な手続によらなければ、個人の生命、身体、自由又は財産を奪えないこと）及び「州における法の平等保護」（州の管轄内に住む個人に対する法の平等な保護を否定できないこと）に違反しており、すべての州は同性カップルに対し婚姻許可証を発給しなければならないと判断した。

一方、日本では、東京都渋谷区が同性同士のカップルから申請があれば、「結婚に相当する関係」と認める証明書を発行する条例案を、2015 年 3 月区議会に提出、同年 11 月 5 日午前に「結婚に相とる関係」（パートナーシップ）と区が認める同性カップルに証明書を発行すると発表している。

今後は、このような形で各自治体に波及しつつ、国レベルでの同性婚の法制化といった同性カップルの法的保障が進展し、セクシュアルマイノリティ全般の人権擁護が図られていかなければならないという意識が高まることを求める動きも出てくるものと思われる。本問は、以上のような内外の情勢を受けて、婚姻における男女の平等を踏まえた上で、いわゆる「個人として尊重」、「幸福追求」権の趣旨も勘案しながら、同性婚の問題を素材に、将来の日本の婚姻と家族のあり方について、受験者に考察してもらうことを意図したものである。